洲 農 第 5 5 O 号 令 和 7 年 1 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)		洲本市
		(28205)
地域名 (地域内農業集落名)		都志
		(都志)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月18日
<sub>励哉</sub> の結果を取りる	まとめた平月口	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、繁殖和牛や水稲とタマネギを中心に農業経営を営む農家があるものの、認定農業者をはじめとする担い手は少ない。地域内の農地については、基盤整備が進んでおらず、一部中山間地域もあることから耕作放棄地の増加が懸念されている。

今後は基盤整備や担い手となる営農組織の設立も検討していく必要がある。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

農業所得の低いことが農業離れの大きな要因であることから、高収益が見込まれる淡路島特産のタマネギ栽培の拡大と繁殖和牛の増頭を図る。

また、耕畜連携や農地の集約・集積、更に農業用機械の共同利用を進め、農作業の効率化を図る。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		10.83 ha	
うち農業上の利用が行われ	れる農用地等の区域の農用地等面積		6.22 ha
(うち保全・管理等が行わ	れる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる地域とし、その他の農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	農地中間管理機構を活用して、経営継承を受けた若い担い手や地域外の者も含めた新規就農者を中心に集 約・集積を進める。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針						
	今後農地を貸し付けたいときに、耕作する人は誰でもよいと申し出ていただいた方の農地については、中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行う。						
	在政権と通じて成化の負し出りと目り。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	担い手等様々な問題から基盤整備事業を実施することは困難であるが、随時検討していく。						
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されていることから、市、南淡路普及センター、淡路日の出						
	農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募るなど担い手の確保・育成に取り組んでいく。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
	随時情報収集し、検討する。また、地域内での農作業受託組織の育成に取り組んでいく。						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	☑ ①鳥獣被害防止対策  □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 ☑ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	①近年、頻繁にイノシシが出没するため、地域において対策を検討する。						
	⑦中山間集落協定があるため、農道等農業施設の維持管理を共同で行う。						
	⑨畜産農家と連携し、耕畜連携の取り組みを推進する。 ⑩************************************						
	⑩機械の共同利用を進めながら、地域内で議論を重ね、集落営農組織の設立を進めて行く。						